

鎌倉市教育委員会 令和5年3月臨時会会議録

○日時 令和5年(2023年)3月22日(水)
9時30分開会 10時10分閉会

○場所 鎌倉市役所 教育長室

○出席委員 岩岡教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 0人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

(1) 部長報告

日程2 議案第27号

鎌倉市教育委員会職員の人事について

日程3 議案第28号

鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程4 議案第29号

鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程5 議案第30号

鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより3月臨時会を開会する。本日の会議録署名委員を下平委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。

なお、日程の2、議案第27号「鎌倉市教育委員会職員の人事について」は人事案件のた

め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開にしたいと思うが、異議はないか。

(異議なし)

岩岡教育長

異議なしと認め、議案第 27 号については非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 部長報告

教育文化財部長

私から一点、市長部局と連携して取り組んでいることが 4 月から実現されるため、その件について報告する。配布資料のレイアウト図を参照願いたい。度々本委員会の定例会を鎌倉市役所第 3 分庁舎講堂にて行っているが、その隣の今まで駐車場であったところに、プレハブを立てる予定である。

レイアウト図のとおり施設の 1 階がスペースとなり、2 階は基本的に職員の会議室になる。子どもや子育てに関する悩みごとなど、相談内容が市長部局から教育委員会へと多岐にわたるため、一緒になって、ワンストップとして窓口で対応していく施設となる予定である。現在は第 6 分庁舎と呼んでいる。

相談体制については、基本的にこどもみらい部が所管し、担当係長と事務職員、相談職員、保育コンシェルジュを常駐で配置する。その中で、例えば教育に関連する相談、教育センターに関わる相談があった場合は、教育委員会執務室も夏頃に本庁舎のおなり子どもの家の跡地に移動になるため、何かあったら第 6 分庁舎に行って相談を受けるといった形で、連携した体制作りをしていく予定である。

本庁では、同じように駆けつけて相談に応じたり、オンライン対応したりというように、相談内容を伺い、それに応じられるような体制作りをしていくこととなる。個別具体的な相談で、深堀をしていく案件になれば、当然その所管課が引継ぎをして丁寧な対応をしていくということになる。

学校のことであったら教育センター等に相談に来るかと思うが、市民の方々が、困ったところに行けばよいのかわからない、やはり子どもの発達の問題であったり、福祉の制度であったり、住居の問題であったりなど、家庭で抱えている様々な問題があるため、まず相談を受けて整理をし、しっかりと引き継いで対応していこうということで、来年度からこういっ

た体制になるため、皆様承知しておいてもらえればと思う。

基本的に関わっていくのは教育センターがメインになると思うが、就学の相談等もあるかと想定されるため、教育委員会として関わる部署については、相談に応じていきたいと思う。

下平委員

組織図としては教育委員会の中に位置づけられるのか。

教育文化財部長

こどもみらい部の所管施設として位置づけられており、教育関係の相談があれば、教育委員会として連携、対応していく体制となる。

岩岡教育長

名称は何かあるか。

教育文化財部長

かまくらこども相談窓口きらきらである。

長尾委員

きらきらという子育て冊子があったと思う。

教育文化財部長

そこから取っているようである。

長尾委員

事前予約などはできるのか。

教育文化財部長

基本的に予約等はない。1回相談を受けたうえで、例えば、教育や障がいの話になれば、専門的な部署につなぐ形になる。

下平委員

入り口のところ、右側になにかスペースがあるが。

教育文化財部長

子どもが遊べるスペースを確保することになっており、テラスのような形で椅子を置い

たり、子どもが遊べたりするスペースになっている。

林委員

駐車場に面しているため、危険ではないか。

教育文化財部長

林委員の発言のとおり少し危ないので、対処等については、こどもみらい部に相談しているところである。

長尾委員

困って対応するしか対策がないかもしれない。

教育文化財部長

下がっていく駐車場で段差がかなりあり、今のところ既存のフェンスだけなので、子どもが自由に遊ぶと危ないため、運用の中でおそらく保護者と一緒にとりかかるとは思う。

一応キッズスペースがあり、保育コンシェルジュが常駐しているため、保護者が深刻な相談を行っている場合については、その間は保育コンシェルジュが子どもの対応を行うということにはなっているが、外にもそういったスペースを作ることになっており、ここは十分注意してもらいたいことは、私もこどもみらい部には伝えてはいる。

長尾委員

教育委員会の職員は常駐しないのか。

教育文化財部長

常駐はせず、相談があった際に向かう形になる。専門職を配置し、何でも受け入れるような体制を作っていくべきではないか、といった議論もあったが、どのような人がどのような内容で相談に来るか分からない中、専門職を配置するというのは、雇ったものの何か想定と違うという事が生じうるかと思われる。

林委員

相談された場合、情報は共有されるのか。

教育文化財部長

岩岡教育長も前からその点は申しており、情報の共有がないと本当の意味で連携して一体となった取組にならない、そこの部分は教育委員会としてずっと言い続けている。

システム自体は、新しい本庁舎に行った際に、同じようにワンストップを行っていくこと

を掲げているので、その枠組みの中でやっていくが、今回の施設でどう情報共有を体現してくかという、全庁で見られるドライブと一部関係者に絞ったドライブというものがあるので、それらを活用し、情報共有して対応していくことを令和5年度（2023年度）から考えている。

下平委員

コンシェルジュの役割がすごく重要かと思う。対応力、話を聞く力、雰囲気も重要であるし、色々な知識を元に相談内容によって振り分けてほしいと思う。

岩岡教育長

将来像としては、ケースワーカーのように、どうサービスを組み合わせていくのかをその人がハブになりながら気を遣ってあげるといったものである。介護などはケアマネジャーがいるし、生活保護もケースワーカーがいる。そういった形が一番いいと思うのであるが、まずはそのような体制を組む必要性を実感するために取り組まなければいけないということで、トライアルしていく。

今後鎌倉市ケアラー支援条例ができていく中で、既存の法的枠組みでケアの中心となるコーディネーターがない、複合的な課題を持った人たちにどのような体制をとるのか、今後議論していく話だと思う。

林委員

ぜひ就学前の相談が小学校に入学するときに生かされるように、それは新庁舎ができてからでは遅いので、この仕組みがあってよかったとなるように、学校も知らないことがいっぱいあるので、今後のために生かされるようにしてほしい。

教育文化財部長

林委員の発言のとおり、例えばすでに発達支援室が悩みを把握していたり、保育園や幼稚園に通われて学校に情報が引継ぎされていたりといったものではなく、家庭で抱え込んでしまい、外との連携も全くとれていないような人が、せめて相談しに来やすくなる窓口を作るという考えなので、そこで拾い上げができれば対応していきたいと思う。

岩岡教育長

学校の場合、スクールソーシャルワーカーがいるので、来てもらえれば複合的な課題に対して支援ができるが、この仕組みのターゲットとしては、自身の生活環境などを学校に知られたくない人たちになると思うので、そのような人たちはこの相談窓口に来た方がいいかと思う。

学校でも、こういった窓口を開設したということは、なんらかの形で保護者などにも周知

したいと思う。

長尾委員

オンライン等でも対応ができるとよいかと思う。

教育文化財部長

教育委員会や本庁の部署であれば、相談窓口でなにかあった時にすぐ行けるので待たせることはないと思うが、発達支援室は、現在福祉センターにある。発達支援室だと 10 分、15 分かかってしまうので、オンラインあるいは基本的にはフリーに来られるけれども、予約しておけば、発達支援室の職員が予め来ていて対応していくということも当然考えられる。

下平委員

一番大事なのは、最初の受け止め方かと思う。優しく寄り添ってもらえたという思いがあるだけでも、半ば解決するような問題は結構ある。話を聞いて、ただ振り分けるような対応にならないようにしてもらいたい。

教育文化財部長

市長部局の人事異動の内示は明日ではあるが、保育園の元園長が責任者として対応していくこととなっているため、その点では大丈夫かと考えている。

3 議案第 28 号 鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

日程の 3、議案第 28 号に入る。「鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育文化財部次長兼教育総務課長

日程第 3、議案第 28 号「鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明する。個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報保護に関する全国共通のルールが定められたことから、本市においても鎌倉市個人情報保護条例の全部改正に係る議案を市議会 12 月定例会へと提出し可決された。この全部改正に伴い、鎌倉市個人情報条例の条例番号が変わったため、当該条例を引用している鎌倉

市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の一部を改正しようとするものである。

議案集 2 ページから 3 ページを参照願いたい。まず第 1 条について説明する。第 1 条中の鎌倉市個人情報保護条例の条例番号「平成 5 年 10 月条例第 8 号」を、「令和 4 年 12 月条例第 16 号」へと改める。また、条例の全部改正に伴い、市長部局の所管規則である鎌倉市個人情報保護条例施行規則についても全部改正が行われ、規則番号が変わる予定のため、該当規則を引用している部分の文言整理を行うが、規則番号については、現在改正作業中で本日時点では未定のため空欄にしてある。規則番号が決まり次第反映し、教育委員会においても規則の公布手続きへと移る。

続いて第 2 条についてである。鎌倉市個人情報保護条例施行規則に規定されている、個人情報の適正な維持管理のために配置される「個人情報管理責任者」及びその補佐役となる「個人情報取扱主任者」についても、規則の全部改正に伴いその名称が変わる。そのため、教育委員会所管の規則についても同様に文言整理を行い、それぞれの名称を「個人情報管理責任者」を「保護管理者」へ、「個人情報取扱主任者」を「保護担当者」へと改める。なお、本規則の施行期日は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日とする。

（質問・意見）

特になし

（採決の結果、議案第 28 号は原案どおり可決された）

4 議案第 29 号 鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

日程の 4、議案第 29 号に入る。「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育文化財部次長兼教育総務課長

日程第 4、議案第 29 号「鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明する。議案集 4 ページを参照願いたい。先ほど日程第 3、議案第 28 号で説明した鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の改正と同様に、鎌倉市個人情報保護条例の全部改正に伴い条例番号が変わったため、当

該条例を引用している鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則の一部を改正しようとするものである。

5 ページから 7 ページを参照願いたい。第 2 条第 1 項第 18 号中の鎌倉市個人情報保護条例の条例番号「平成 5 年 10 月条例第 8 号」という部分を「令和 4 年 12 月条例第 16 号」へと改める。なお、本規則の施行期日は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日とする。

（質問・意見）

特になし

（採決の結果、議案第 29 号は原案どおり可決された）

5 議案第 30 号 鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

岩岡教育長

日程の 5、議案第 30 号に入る。「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育文化財部次長兼教育総務課長

日程第 5、議案第 30 号「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明する。議案集 8 ページを参照願いたい。地方公務員法の一部改正に伴い、令和 5 年度（2023 年度）以降に職員の定年年齢を 65 歳へと段階的に引き上げるため、本市においても関連条例の規定の整備に係る議案を市議会 12 月定例会へと提出し可決された。このことに関連し、教育委員会所管の鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則についても文言整理を行うため、規則の一部を改正しようとするものである。

9 ページから 11 ページを参照願いたい。別表第 3 条の備考に記載のある「再任用短時間勤務職員」という文言について、「再任用」の部分削除し、「短時間勤務職員」へと記載を改める。なお、本規則の施行期日は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日とする。

（質問・意見）

下平委員

再任用の文言をあえて外すのは、短時間勤務職員が再任用に限らないからということによいか。

教育文化財部次長兼教育総務課長

現行の再任用職員の制度が定年延長の関係でなくなるためである。今までは再任用のフルタイムと短時間という枠組みだったが、定年延長によって、再任用のフルタイムの職員は普通の職員となり、短時間だけが残る形になるためである。

長尾委員

現在は再任用が 65 歳までであり、今後は定年が 65 歳になるということによろしいか。

教育文化財部次長兼教育総務課長

今までは、60 歳から 65 歳が再任用期間であった。段階的に定年が延長する中で、例えば、私は 63 歳定年になる訳だが、63 歳になるまでの期間は定年前再任用制度が新たにできる。60 歳になって辞めても 3 年間は再任用の勤務ができ、辞めなかった場合は定年まで勤務するという仕組みとなる。

林委員

役職定年はどうなるのか。

教育文化財部次長兼教育総務課長

役職定年は 60 歳である。また、私の場合は 63 歳から 65 歳まで暫定の再任用制度がある形になる。

岩岡教育長

教職員も同じで、再任用の仕組みがなくなって定年延長になる。

教員も同じように短時間は選べたか。

教育文化財部次長

教員はまだわからない。

岩岡教育長

普通に考えると、また担任などをやってもらい、校長教頭は 60 歳過ぎたら役職定年となり、総括になる。

(採決の結果、議案第30号は原案どおり可決された)

岩岡教育長

続いて、日程の2、議案第27号に入るが、冒頭説明したとおり、この議題は非公開となる。

非公開

1 議案第27号 鎌倉市教育委員会職員の人事について

岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって3月臨時会を終了する。